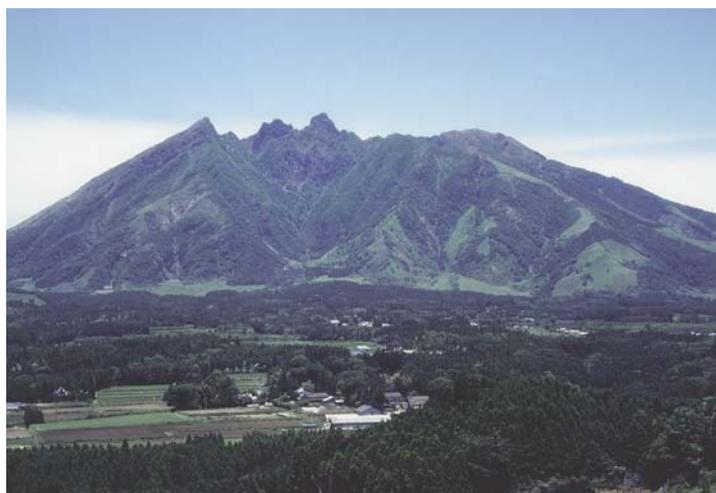


平成 22 年 第 4 回

高森町議会 6 月臨時会会議録

平成 22 年 6 月 28 日 開会

平成 22 年 7 月 2 日 閉会



高 森 町 議 会

6月28日（月）

（第1日）

平成22年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成22年6月28日

午前10時15分開議

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

7番 甲斐 正一君

8番 相馬 俊行君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期（5日間）

自 平成22年6月28日

至 平成22年7月 2日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月28日（月）	本会議	議案審議
6月29日（火）	休会	
6月30日（水）	休会	
7月 1日（木）	休会	
7月 2日（金）	本会議	討論採決

日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について

【移動通信用伝送路設備構築工事】

日程第4 議案第47号 高森町社会体育施設運営審議会条例の制定について

日程第5 請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定について

日程第6 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
税務課長補佐	橋本和則君	光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君
色見保育園園長代理	瀬井類子君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成22年の第4回高森町議会臨時議会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の先生方には、大変ご多忙の折、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。大変梅雨に入りまして蒸し暑い日が続いております。この時季は、大変大雨等、また土砂災害等の発生が懸念されるところでございます。町といたしましても万全の体制をとり、素早い対応ができるようにと心がけていつも準備をしておくようにと、職員一同お話をしているところでございます。どうか先生方も、各地域の防災、また高齢者が多い地区におきましては、そういう体制、ご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

また、4月に発生いたしました口蹄疫もやっと収まりつつございまして、畜産市場の方も来月11日に開かれるということで決まったそうでございます。少し安心をいたしておりますけれども、まだまだ予防に気を配らなければならないと思っております。

また、本日は、提案いたします案件は、工事請負契約締結1件と住民直接請求によります条例の制定の1件でございます。

よろしくご審議をいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、臨時議会の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成22年第4回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 甲斐正一君、8番

相馬俊行君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成22年第4回高森町議会臨時会の会期につきましては、本日6月28日から7月2日までの5日間と決定しております。以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から7月2日までの5日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について

【移動通信用伝送路設備構築工事】

○議長（三森義高君） 日程第3、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） おはようございます。議案第46号で提案いたしました工事請負契約の締結について御説明いたします。

移動通信用伝送路設備構築工事につきましては、平成21年度の繰越事業で行うもので、携帯電話の親局及び旧各基地局を九州電力柱及びN T T柱を共架又は添架し、光ファイバーで結ぶものであります。

工事の内容についてご説明申し上げます。

この工事は、キー局である親局の関係で、2ルートで工事を施工いたします。まず、1ルート目が、根子東ルートですが、これは親局が大戸ノ口にあります。したがって、大口ノ口から上玉来局まで結び、その後、東部林道線沿いに市野尾局まで結びます。同じく、上玉来局から河原局、牧戸局まで結びます。同じように、上玉

来局から大畑東局、大畑局、大畑南局へ結ぶこととなります。このルートでは、九電柱が230本、NTT柱が133本を共架し、計363本、自営柱34本となります。距離にして19.332キロメートルです。

次に、2ルート目が草部ルートですが、親局が登母祖地区にあります。その親局を起点に、高尾野、永野局へと敷設します。共架本数は九電柱123本、NTT柱375本、計498本で、距離にして20.930キロメートルとなります。合計で、共架電柱が861本になります。うち九電柱が353本、NTT柱が508本で、自営柱が34本で、距離で40.262キロメートルとなります。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条第1号の規定により、指名競争入札によるものです。

事業の場所は、高森町大字津留、矢津田、尾下、河原地区です。

契約金額は、6,363万円です。

契約の相手方は、熊本市九品寺3丁目15番7号、西日本システム建設株式会社代表取締役 赤星敦氏となっております。

4月に着工した9基地局の工事とあわせ、平成22年9月末日に竣工予定となっておりますが、この伝送路構築工事につきましては、国の変更交付申請の承認が遅れたこと。また、景気対策による工事が集中し、資材等の製作が間に合わないこと等により、工期的に厳しい状況となっていることを申し添えます。

以上、議案第46号についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。どなたもないようですので、基本的なことを伺います。

本会議ですので、議事録等に載せる必要もございますので、工事契約請負について何ら異議はございませんけれども、指名競争入札でございますので、何社だったのか、それから落札率ですね、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。自席からの答弁を許します。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） すみません、入札担当課の総務課の方が妥当だと思いますので、議長、そちらの方でお願いしたいと思いますが。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 県内外のですね、業者8社を指名しまして、6月18日の

入札になっております。落札金額・・・

じゃあ審議員の方にちょっと代わりますので、すみません。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

設計額に対する落札比率が93.95%、予定価格に対する落札率が94.90%
となっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 何ら異議はございませんけれども、これは景気対策の一環です
ので、入札残については、県か国の方に返還ですか。一連の景気対策でたくさん
こういうのが今まであっていますけれども、国の補助事業ですので入札残について
は、どうされているんですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 入札残について、お答えいたします。

あくまでも事業費に対する3分の1の補助となっております。それと、3分の1の
補助の残りの3分の2につきましては、公共投資臨時交付金が約94%ぐらいつ
いております。ですから、結局、入札残につきましては、その金額はおとして補助金
交付を行うということになります。ですから、戻すということではなくて、まだ補
助金が来ておりませんので、結果的に、総事業費の3分の1を補助金として請求す
ることになります。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、工事請負契
約の締結については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日提案されています日程第4、議案第47号については、本日は提案のみとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第47号 高森町社会体育施設運営審議会条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長の意見を含めて、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第47号、条例の直接請求について提案説明、併せて私の意見を申し上げます。

去る4月5日に、高森町大字高森36番地の2の津留智幸氏より、条例制定の請求に係る代表者証明書の交付申請が提出され、その後6月9日に、地方自治法第74条第1項の規定に基づきまして、有効署名者数255名を添えて、条例制定の直接請求がなされました。

請求内容につきましては、高森町社会体育施設運営審議会の条例の制定でありまして、一部の社会体育施設の利用促進の施設の費用対効果を審議するものであることから、同条例第3項の規定により、私の意見を付して議会の議決を求めるものでございます。

意見といたしまして、町民が権利として有しております直接請求につきましては、これを尊重することが私の責務だと考えております。

今回の直接請求にかかわる条例案は、社会体育施設運営のための審議会設置で、現在の施設運営に対し、費用対効果を含めた改善策をするもので、審議会の設置につきましては、その必要性については認めるところでもございます。

しかしながら、本町の社会体育の現状を見ますと、各競技団体選出の理事で運営されている高森町体育協会が、その役目を担っております。請求趣旨のありますように、費用対効果につきましては、現在本町の児童・生徒の社会体育施設使用につきましては、料金を免除しており、料金の徴収は本町スポーツ振興に多大な影響を与えるものだと思っております。また、社会体育施設の中には、学校統合により廃校となった小・中学校体育館も含まれており、地域管理の下に運営をなされてお

ます。各施設とも、条例を整備しているところでもございます。

このようなことから、地域の実情に即した施設運営を考えますと、住民の要望により柔軟な対応をするためには、請求者と教育委員会で協議をしていただき、施設の性質や地域の実情に合った運営を目指すための社会体育施設運営審議会設置要項などの整備、もしくは体育協会内部に審議会を設けていただくことが望ましいものと判断をいたしましたところでございます。

なお、付議につきましては、本件条例案は、条文が整わない部分がありますことを申し添えておきます。

以上説明を申し上げましたが、慎重なご審議をいただきたいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

日程第5 請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定について

○議長（三森義高君） 日程第5 請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等の決定についてを議題とします。

お諮りします。請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等については、お手元に配付しましたとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、請求代表者に対する意見陳述の機会を付与する日時及び場所等については、お手元に配付しましたとおり、平成22年7月2日午前10時から、高森町議会議場で行うことに決定しました。

-----○-----

日程第6 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第6 休会の件についてを議題とします。

お諮りします。議案調査のため、6月29日から7月1日までの3日間、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、6月29日から7月1日までの3日間、休会とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時32分

7月2日（金）

（第2日）

平成22年第4回高森町議会臨時会（第2号）

平成22年7月2日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 請求代表者による意見陳述について

日程第2 議案に対する質疑及び討論採決について

日程第3 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立 山 広 滋 君	2 番	森 田 勝 君
3 番	田 上 更 生 君	4 番	甲 斐 直 三 君
5 番	甲 斐 廣 國 君	6 番	後 藤 和 昭 君
7 番	甲 斐 正 一 君	8 番	相 馬 俊 行 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	藤 本 正 一 君	副 町 長	宇 藤 信 幸 君
教 育 長	渡 邊 哲 郎 君	総 務 課 長	色 見 隆 夫 君
住民福祉課長	後 藤 秀 希 君	税 務 課 長	村 上 源 喜 君
産業観光課長	後 藤 正 三 君	産業観光課審議員	甲 斐 敏 文 君
建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君	会 計 課 長	甲 斐 末 久 君
教育委員会事務局長	佐 伯 実 範 君	総務課長補佐	杉 田 則 秋 君
住民福祉課長補佐	廣 木 富 八 君	住民福祉課長補佐	岩 下 公 治 君
税務課長補佐	橋 本 和 則 君	光 課 長 補 佐	古 庄 良 一 君
建設課長補佐	色 見 継 治 君	高森東保育園園長代理	熊 谷 優 子 君
色見保育園園長代理	瀬 井 類 子 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤 建生 君 議会事務局庶務係長 後藤 一寛 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 請求代表者による意見陳述について

○議長（三森義高君） 日程第1 請求代表者による意見陳述についてを議題とします。

議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定については、地方自治法第74条第3項の規定により条例制定の請求について付議されたことに伴い、同条第4項の規定により請求代表者に意見を述べる機会を与えています。

なお、請求代表者に対する質疑はできるものではありませんので、その点をご承知おきます。

それでは、請求代表者の入場を許します。

〔請求代表者入場〕

○議長（三森義高君） ただいまから6月28日に提案されました、議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定について、意見を述べていただきます。

請求代表者は、津留智幸君であります。

請求代表者の津留智幸君に申し上げます。

本日の意見を述べる機会を与えることについては、地方自治法第74条第4項の規定によって行うものであります。

つきましては、意見の陳述に先立って、請求代表者証明書に記載されています住所と氏名を読み上げていただきましてから、意見を述べてください。

また、意見陳述が終わりましたら、所定の席に着席してお待ちください。

それでは、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定について、意見を述べてください。

○請求代表者（津留智幸君） 私は、高森町大字高森36番地の2に居住しております、津留智幸と申します。

まずもって、議員各位におかれましては、平素より町民の生活向上のため、また

町発展のために日々ご尽力いただけることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、今後とも、より一層ご尽力いただけますことをお願いいたします。

さて、これより地方自治法の規定に基づいて、意見陳述を行います。

何分初めての経験でお聞き苦しい点多々あると思いますが、どうか最後までご静聴よろしくをお願いいたします。

では、まず最初に、なぜスポーツの振興が重要なのかという点についてご説明いたします。

皆さんもご存じのとおり、スポーツ振興というのは競技だけではなく、町民の健康維持・増進、それによります医療費の削減、また高齢者の介護予防、そして青少年の健全育成など、子どもからお年寄りにわたりまして幅広い多種多様な役割を担っております。これは皆様ももうご存じのとおりと思います。

では次に、審議会とはどういったものなのか。その審議会の果たす役割についてご説明いたします。

審議会とは、各種専門知識を持つ者が集まり、各施設の現状を調査し運営改善に向けた政策を協議し、様々なアイデア、方策を行政に提言する組織であります。いろんな意見、アイデアを持った人が、自分たちのその持ち寄ったアイデアをお互い発表し合いながら、それでよりよい方策を行政に、「これはどうでしょうか。」と提言する組織のことであります。ですから、決してその現状の状況をです、現況をその責任の在りか追求するとか、そういった会議ではないということは申し述べておきたいと思います。

では、どうしてその審議会を設置しなければならないのか。その点について、4点ほど項目挙げてご説明いたします。

まず第1点、高森町には、様々なスポーツ施設がありますが、町内の学校の施設です、小学校とか中学校の体育館とかグラウンドとかそういった施設には、民間人を含んだ運営委員会が条例によって設置されております。学校関係者、PTA、地区の人、それから体育協会、そういった方々が集まって、その学校の社会体育施設に関しましては運営委員会がちゃんと成立されてあります。しかし、社会体育施設、4つ挙げておりますが、高森町民グラウンド、高森町民体育館、尾下体育館、それから草部グラウンド。この4つの施設に関しましては条例が設けてありますが、その条例の中に、その運営委員会を開くという項目はまだ条例が制定されておられません。

第2番目です。高森町には、体育指導員とか体育協会とかそういった組織が現在

存在しますが、それぞれの活動はなさっておられますが、施設の運営改善についての協議がまだなされておられません。これは平成21年1月27日にですね、情報開示請求を行いました。社会体育施設の運営改善に向けた審議会または協議会等、話し合った議事録を見せてくださいということで開示しましたが、後日、2月2日付で回答が返ってまいりました。回答は、行政文書なしということです。行政文書がないということは、これはもうその協議をしてないということに等しいものです。施設の運用改善ということは、とても重要であり、また難しい問題でもあります。ですから、今ある協議会の中でのではなくて、別な組織をつくってですね、その組織が専門的に、また集中的に協議する必要があると考えます。

第3点です。今の施設は、稼働率がなかなか低迷しております。1年365日、1日24時間の中で、使用できる時間、また日にちは限られていますが、その中で実際高森町民が使用した、利用したという稼働率が極端に低いことが判明しました。せっかく町民の健康増進、スポーツ振興のための施設なのに、町民の使用率、稼働率が低迷しているというのが問題の一つです。

そして第4点、これが一番重要なポイントです。熊本県の取り組みといたしまして、住民が主体的に運営するスポーツ振興策が推進されております。熊本県のスポーツ振興計画、こういった感じでもう皆さんの手にはもう渡っていると思っておりますが、県の取り組みとしてスポーツ振興を行うと、推進していくということで県として頑張っておられます。

その県の意向をちょっと聞きたいということでですね、去る6月4日に県庁に向きまして、新館6階にあります県教育庁の応接室で、2名の方をお招きして会談を行っております。まず1人目、体育保健課課長補佐 小林様、2人目、同じく体育保健課スポーツ振興係長 松永様、それと私、3名で会談を行っております。10時から2時間ほど会談を行いました。その中で会談の内容を4つポイントがありますので、その会談の内容をご説明いたします。

まず第1点、熊本県が取り組んでおりますスポーツ振興の重要性並びに、今どういったスポーツ振興策を県として取り組んでいるかについて説明がありました。このパンフレットをですね、基に説明を受けました。

2番目、高森町のスポーツ振興策が遅れているということを強く指摘されました。これはどういうことかといいますと、県がこのスポーツ振興計画の中で一番重要視している総合型地域スポーツクラブというのを各市町村に、最低でも一つずつはつくってほしいということで一生懸命働きかけていらっしゃるんですが、県下、現在4

5市町村ありますが、その中でまだそのスポーツクラブが設置されていないのが高森町を含んだ6カ町村、45町村のうちの6カ町村だけが、まだスポーツ振興策が遅れている。そこを強く指摘されました。その総合型地域スポーツクラブとは、どういうものなのか。これはですね、子どもから高齢者までスポーツを愛する人たちが、気軽に参加できる総合的なスポーツクラブということです。例えば野球とかサッカーとか、そういった特殊な競技だけじゃなくて、いろんな体を動かすこと、それからストレッチとか、いろんなスポーツに関することを一つにまとめた総合型のスポーツクラブをつくってくださいということでした。

3番目、そのスポーツ振興策においてですね、その総合型地域スポーツクラブを設立するにしろ、まず大前提として、今既存してあります各市町村のスポーツ施設の運営が適正に管理なされているのか。まず、それが大前提であるということです。施設がまだ十分に管理されていないのに、総合スポーツクラブをつくっても、それは機能しないというのはわかっていますので、まず第一に、住民が主体となって県、市町村、スポーツ団体、学校など、一体的に取り組んで、スポーツ施設の管理運営をきちっとやっていただきたいと、そういうことを指摘されました。

最後に、総合型地域スポーツクラブ普及促進、これは各市町村が最低でも一つ、目標は、県下で60のスポーツクラブをつくるという目標で、平成22年度までその目標を達成しよう頑張っているんですが、まだ54しかできてなくて、あと6町村のうちの一つが高森ということです。県としても、住民と行政が一体となったスポーツ振興をお願いすると、最後にそう熱望されて、その協議を終えました。

それでは、どうしてそのスポーツ審議会の条例までつくってやらなければならないのか。この点についてご説明いたします。

これまで述べてきたとおり、様々な問題が山積しております。こういった問題をですね、打破するためには、行政のことは行政がすればいいじゃなくて、利用する住民の方も一緒になって、自分のこととして、自分たちの施設ということとして調査権をですね、調査する権利を住民にも与えて、そして専門的、なおかつ集中的に協議しなければ、こういった問題は解決していかないのではないかと考えます。

それでは次に、じゃあもし審議会を設置した場合、生じる効果ですね、こういった効果があるのか、どういうふうに変わっていくのか、これについてご説明いたします。

各種の専門的な知識を持つ人たちが集まって協議することにより、施設の運営改

善が図られます。使用する人数が増えたり、それに伴い稼働率が上がり、次に挙げ
るような効果が期待できます。4点ほど挙げました。

まず第1点です。住民福祉課長さんもお存じと思いますが、住民が利用促進する
ことにより、病気やけがが少なくなります。また、生活習慣病等の予防を含む健康
寿命の延長が期待できます。要するに、病気にかかりにくくなったり、けがをしに
くなくなったりするということです。それがひいては、医療費の削減につながります。

2番目です。国際大会や全国規模の大会で活躍するトップアスリートを育成する
ことで、高森町のネーミングが全国に広まることができます。現在もですね、ソフ
トボール、それからボクシング、テニス、剣道、柔道など、様々な競技において、
高森中学校、高森東中学校出身の中学生・高校生が活躍しております。彼らがです
ね、高森という看板を背負って競技大会とかに出場することによって、大会プログ
ラム等に高森中学と載ったりですね、ユニホームに高森と載ることによって、全国
から高森というイメージが、全国の方々に植え付けられます。

3番目です。産業観光課長もお存じと思いますが、施設整備が充実することによ
り各種競技大会が、この高森町で開催することができます。そこで、県内外より多
くのお客さんが競技に参加して、飲食をして宿泊をして、応援に来た人も高森のよ
さを知って、また高森に観光にでも来ようと。そういった経済の波及効果が十分に
期待できます。

最後4番目です。学校教育だけではなくてですね、一般社会人と子どもたちが一
緒になって競技することによって、町全体で子どもたちを育てると。自分の子ども
だけじゃなくて、よその子どもと一緒に高森の子として育てるということで、子ども
たちの情操教育が育まれると考えられます。

それでは、数々述べてまいりましたが、最後に総括として述べさせていただきます。

スポーツ振興、社会体育施設の効果的な運営を望む255名の民意が、ここに現
実としてあります。有効署名数が255、無効がたしか71ですね、合計326、
この民意があります。この署名してくださった方々ですね、気持ちというのが、
少しでもいい高森町をつくるために私たちも何か協力したいと、私たちにできるこ
とがあったら何かお手伝いしたいと、そういった気持ちで皆さん署名をしていただ
かれました。

今回の条例制定によってですね、住民が自分の意思と責任を持ってですね、町政
に参加すると。今までになかった新しい公共ですね、行政に任せる公共じゃなくて、

住民も参加する公共、これをつくる絶好のチャンスではないかなと考えます。

親元を離れてですね、部活に一生懸命頑張っている子どもたちが、自分のふるさとはこんなにすばらしい町なんだよと自慢できるように、私たち大人がしてあげようではないですか。寂しい集落にですね、残った人たちが暗い顔をして過ごすのではなくて、いつまでも健康で明るく、楽しく、子どもからお年寄りまで生活できるように、そのために今ある施設を有効に利用していこうじゃありませんか。今回、この臨時議会から新しい何か高森町が始まった感じがする。高森の議会の何か本当に住民の方を向いてくれているよねと、住民からおっしゃっていただけるように、どうかこの議会から町が変わったよねと、そう後の世にもですね、語り継がれるようにしていただきたいと思います。

最後になりますが、高森町の最高議決機関です、この議会というのが一番尊厳がある議会です。どうか皆さん、議会の皆さんが、その尊厳をですね、町民に示していただきたいと思います。町民は、それをみんな待っております。

皆様方の良識的で、懸命なご判断を望みながら、私の意見陳述といたします。
ご静聴ありがとうございました。

○議長（三森義高君） ただいま意見陳述が終了しました。

請求代表者の津留智幸君に申し上げます。

以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。

議場から退席願います。お疲れさまでした。

[請求代表者退場]

○議長（三森義高君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩することに決定しました。15分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案に対する質疑及び討論採決

○議長（三森義高君） 日程第2 議案に対する質疑及び討論採決を議題とします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 田上更正君。

○3番（田上更正君） 3番、田上です。二、三お伺いしたいと思います。

現在、高森町には、社会体育施設といたしまして町民体育館、それから町民グラウンド、4カ所程度、草部グラウンドですか、尾下体育館があるわけでございますけれども、その管理運営についてはですね、町民体育館、町民グラウンドとその他、先ほどの2施設ですね、につきましては社会体育施設となっておりますけれども、意味合いが相当違うものだろうというふうに思います。それはなぜかといいますと、学校統廃合による廃校後の残った施設が、草部グラウンド、尾下体育館、そのほかに同類といいますか、名称は違いますけれども、そのほかの小学校・中学校・地域に統廃合された学校の中に生涯学習施設ですか、という名称のもとで管理運営をなされているというふうに思いますけれども。町といたしましてですね、この2つの別々の意味を持つ施設というものの管理運営というものを、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。

今の御質問にお答えをさせていただきます。

社会体育施設として挙げてあります町民グラウンド、町民体育館、尾下体育館、草部グラウンド、4施設。社会教育施設として高森自然学校、色見生涯学習センター、草部生涯学習センター、河原生涯学習センター、上色見生涯学習センター、この5施設がございます。

この管理運営につきましては、町民体育館、町民グラウンド以外は、すべて地元の方々に管理をお願いして運営、また活発な活用についてお願いをしている現状でございます。

また、この社会体育施設と社会教育施設、これの条例の中に第1条に、高森町住民の生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動等の推進を図るために設置するというふうに、すべての施設が謳われております。こういったことを考えますと、やはり今お話がありましたように、地元で管理をしていただくのがベターということで今考えをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更正君。

○3番（田上更正君） 社会体育施設、各廃校後の施設については、地元地域に管理をお願いしてということでございますけれども、そのような中で、効果的な運用なり、その部分で意見交換なり、そういう協議会等の中での議論と申しますか、そういう議論等をする会ですね、そういう部分が今までに設けられておったのかお伺いします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） これは、施設を維持管理運営お願いしておりますので、その地域で活用方法なり、管理方法なり、ご協議をいただくということで管理をお願いしている代表者の方々をお願いをし、地域でお話し合いをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更正君。

○3番（田上更正君） 今の答弁では、町全体としての協議は行っていないというようなことでございますけれども、先ほど意見陳述等をお伺いした中で、確かに各地域に任せられているということであれば、その中で民意が大きく生かされているというふうな解釈も成り立とうかというふうには思いますけれども。そこら辺をですね、やはり町全体としてスポーツの振興なり福利厚生、そこら辺も考えた中で協議する機関なり、設置というのは必要な部分も、条例とかそういうものでなくてもですね、必要ではないかというふうにも考えられますけれども、今後のいろいろと教育長の方も考えがとおりだろうというふうには思いますので、次に入りますけれども。

先般から町長、総合型スポーツクラブの振興を進めているというような答弁が前回の定例会の中でもご答弁ありましたけれども、具体的にどのような形で進められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） この総合スポーツクラブにつきましては、やはり住民の健康を守るために必要であるということで、立ち上げなければいけないということで会議を開き、決定をして取り組んでいるところでございますが。体育協会ですね、体協を主体として立ち上げていくと。そして、体育指導員さん方も入っていただく。そして、その中においてもうしばらくしますと今度は住民説明会を開こうというふうに考えております。その中で、住民の中でそういった立ち上げに参加をしたいと

いう方がおられますならば、その方々にもご参加をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更正君。

○3番（田上更正君） 具体的には、これからというようなご答弁であろうかというふうに思います。町長の意見書の中で、審議会条例でなくて、条例整備というものは、各施設ともに管理条例があるというようなことで、審議会設置要項という形での体育協会の中にそういうふうな名称で設けるのが望ましいというようなご判断が示されておりますけれども、確かに同じような条例、同じようなといいますと言葉はちょっと違うかもしれませんが、そのような条例が急にですね、確かにこの中で条例案等が出されておりますけれども、議論する時間的な余裕なり厳しい面もあるかというふうに思いますが。設置要項ですね、要項をどのような形の中で、体育協会の中と謳ってありますけれども、どのような形で進められる思いなのかお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変提出された民意は重く受け止めるべきであろうと、そのように思っておりますが、このことから、意見書で先日申し上げましたけれども、いろんな町内に体育施設、いろんな関係施設等が、いろんな地域によってまちまちなどころがあると。また街中、また草部野尻というのは、なかなかその地域によってですね、なかなか範囲が広がるございますから、スポーツ関係はなかなか難しい部分はあるかなと、そのようなことを思いますと、できますものなら、この請求者の方、してもらった方とこの教育委員会事務局とですね、よく今後のことは煮詰めて、すばらしい要項をつくっていただければありがたいと、そういう気持ちでございます。これをつくって、あれをつくらんというのじゃなくてですね、是非そういうお話し合いは今後のことであろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

平成21年の2月26日、陳情書という形で、この審議会設置についての陳情書が出ておりますけれども、このことについて、おそらく教育委員会の中でいろいろと協議をされたと思いますけれども、その協議の内容をお聞かせください。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） これにつきましてはですね、請求代表者の方に陳情書の審議

結果ということでご通知を申し上げます。その中で、高森町議会文教厚生常任委員会、高森町教育委員会、高森体育協会役員会において諮り、協議をした結果、貴重なご意見であるが、今回は下記の理由により設置を見合わせるという結論に至りましたということで、ご回答いたしております。その内容が、下に記として形で4項目書いてあるとおりでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 文教厚生委員会、体育協会、教育委員会ですかね、の中で十分協議をされて、この陳情書について設置を見合わせるということです。確かに、いろんなこの施設の運営について今まで不合理があったということも聞いておりませんし、学校教育ですか、社会教育それぞれ、学校教育に関しましても減免措置もとられておりますし、それなり運営については、何ら不備があるようなことはないと思っております。しかしながら、この審議会設置の条例についてはですね、時の流れと申しますか、こういったものをつくるべきという時期が来ておることは確かだと私自身思っておるわけでございますけれども。この運営についての審議会条例設置つくった場合ですね、何かいろんな面においてマイナスの部分がですね、あるとすればどういったことでしょうか。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） これはですね、やはり条例を出されました請求者の思い、また、この条例あたりを案として出されたその内容、こういった部分はですね、十分尊重していかなければならないというふうに思っております。しかしですね、この各施設においては条例・規則が定められております。その中で管理運営がなされております。そういったことですね、やはり条例・規則がある中において、条例での審議会等をつくった場合のいろいろな問題点が出てくるというふうに思っております。また、先ほど申し上げましたように、社会体育施設と社会教育施設、この同一の取り扱い、これが必要だというふうに思っております。といいますのは、やはり先ほども申し上げましたように、条例第1条で同じ目的で設置がなされております。そういったことを判断しますと、やはり一部だけが、その審議会にかかる、ほかはかけない、こういったことになりますと、いろいろな問題がまた生じてくるというふうに思っております。

それと、管理については、実情に合った施設の管理運営ということで地域をお願いをいたしております。そういった意味におきましても、やはり地域の実情に合っ

た運営をしていただくためには、地域住民の皆様方のご意見、ご要望を聞いて、柔軟に施設の運営管理をしなければならないというふうに思っております。そういった部分に関しても、やはりどうかというふうに考えているところです。

それと、社会体育施設等ですね、要するに社会教育施設も含んだところで、これは請求者が前から言われておりますように、費用対効果で計られるものではないということです。この町民グラウンド、また町民体育館につきましては、現在町内の児童・生徒が教育上使用する場合には、これは無償で使用をしていただいております。また、各施設、条例の中で料金が設定してありますが、町民の皆様方が一人一人が使いやすいような料金の低い設定がなされております。こういったことを考えますと、やはり稼働率の収支バランスが悪いの、そういったことになってきますと、やはりそういったいろいろな問題も生じてまいりますので、この条例の中で審議除外項目を設置しなければならないというふうに考えるところでございます。やはりそういった分に関しては、条項として審議しないという条項を設置する緩やかな方策が必要であるというふうに考えています。

そういったことで、やはりできますならば、要項で対応させていただければ、そういった柔軟な対応ができるというふうに私たちは思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 要項で設置した方が柔軟に対応できるということでございますが、一つの考え方だと思っております。しかしながらですね、この請求書の中に、すべての施設が入っておるわけではございません。もちろん運営の審議会をつくるということであれば、そういったことも含めてですね、すべての施設も含めて運営に対する審議会の設置条例はつくるべきだと思います。

費用対効果を言われましたけれども、今日の陳述を聞いておりますと、費用対効果は言われておりません。確かに学校教育とかはですね、いろんなことに対して減免措置をとっていくということは、もちろん必要なことでございます。したがって、そういうことも含めてですね、審議会条例の中に入れることができればですね、そういった問題はクリアできるんじゃないかなと思うわけでございます。

いろいろほかの議員の方から質問があろうと思っておりますけれども、質問は終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

私も文教厚生委員会の中で、この問題については2回ほど審議をさせていただき

ました。審議会条例ではなくして請求と陳情についてですね。これもスポーツ、社会体育すべてでございますけれども、これがもたらす影響、それはもう皆さん方が十分おわかりだと思います。日本のサッカーが昨日帰ってきましたけれども、スポーツは本当に視野が広くて、すべての人にですね、いろいろな面で影響を与えるものだというふうに私もつくづく常日ごろからそういうふうに思っております。

請求が上がったときにですね、今、社会体育の情勢なり、あるいは体育館の利用、それから費用対効果ですね、こういうことについて文教厚生委員会で十二分と言いたいところでございますけれども、大体教育委員会から資料を提供いたしまして、質疑をいたしたところでございます。それで、今日この提案されました津留さん、これだけの資料をお集めになって、立派に意見を申されました。この意見の内容を見ますと、即、高森にも本当に審議会が必要かなという考えに至られた皆さんもおられるかというふうに思っております。しかし、私たちもやっぱしですね、立場立場で真剣に協議をし、本当に今ある協議会の中で何か不備があるのかということまでいろいろ協議した結果、社会情勢も非常に私たちが10年、20年前から比べますと、超少子化、超高齢化の中で、いろいろ体育施設はたくさんございますけれども、利用者がほとんどもう低迷をして、先頭に立って集める人もいないというような状況の中で、大変委員会としても苦労しておるといようなことでございました。確かに地域に任せてありますので、これは地域の主体性の中で、そういったものがどんどん広がっていくことが一番大事でありますけれども、今や、その地域に任せて果たして、そういった社会体育がまた復活をしていくかということ、またそこにも疑問がありますので、県が申しあげましたように、総合的なスポーツですね、この推進を図るといことでありますが、これも教育委員会で今煮詰められておるといことでございます。いろいろなことをお聞きし、また協議した中で、まずは今の体協なり協議会の中で間に合っているんじゃないかというような結論ですね、そういうことに至ったところでございます。果たして、ここまで持ってきて、本当にやって効果がどれだけ出てくるかですね、私たちにも疑問でございますけれども。さっきから言いますように、早く総合型スポーツの推進なりを図るその体制をつくっていただきたい。そして、やっぱり高齢化社会の中で非常にグラウンドゴルフとか、ゲートボールももうだんだん低迷しておるといでございますけれども、各地区、うちあたりでもバトミントンなり、あるいはミニバレーなり、あるいはソフト、それから各部落に公民館に卓球台まで据えて、もう大変スポーツに熱中してやってきた時代もありましたけれども。平均年齢が65歳以上がほとんどになりますと、なか

なかですね、本当に審議会が生きてくるか、私たちも考えさせられるところがございます。

教育長が申しあげましたように、何か要項変えながら協議会の中でやっていく方法があればですね、それも一つの方法じゃないかと、そういう気持ちでございますが、教育長、お答えをいただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 先ほども申しあげましたように、提出者の思い、また出された条例案の内容、こういったものを尊重しながら要項を今後作成をし、また、作成する場合においては、やはり主体となる体協あたりとも協議をして、今後その町長さんのお話にもありました、その体協で受けられるか受けられないか、そういった分を含んだところで協議をしていかなければならないというふうに思っております。それで、やはり要項をつくらせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。教育長にお伺いします。

たしか、これは私がですね、3月の例会で似たような話をしたわけでございますが、総合型スポーツを今後考えるという話を私は聞いてですね、ああこれは教育委員会も進んだ形をとっていいなと思ったわけでございますが、あれからもうちょっと、今日が7月に入りまして4カ月余りになります、この中でですね、体育協会からいろんな話などされておるのか。

それから、私があのときたしか質問しましたように、町にですね、唯一高校が1校、県立の高森高校というところがありますが、ここをですね、有名に進むような子どもがいるんじゃないかというような話もしました。その点については、今どのような話をされているのかを、ちょっともう一回私も聞きたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 総合型スポーツクラブにつきましては、エリアミーティングという会議を開き、その中でいろんな方法を検討いたしました。その後、県の方からお見えをいただきまして、体育協会長、うちの事務局長、社会教育係長が同席して、今後の進め方について協議をいたしております。今後、やはり住民の意見を尊重するためには、住民に知らせる方法が一番いいんじゃないだろうかということ、近々住民説明会をして、詳しく住民の方々に総合型スポーツがどういうものであるかと、そして運営はどうしていかなければならないのかという詳しいところを説明

していただくというふうな今計画でございます。そういった計画に基づいて、そういった説明会をした後、先ほど申しあげましたように体育協会を主体とし、体育指導員さん方、またその住民の方々から立ち上げに参加される方々を募り、立ち上げに向かっていきたいというふうに今は計画中でございます。

それから、高森高校の有名選手の育成、これはですね、先般、高校の校長先生ともお話を申しあげましたが、高森高校が以前はホッケーがすばらしい選手がいて、よかったと。そういった取り組みをするために、今度はハンドボール部を立ち上げましたと。ハンドボールを立ち上げた理由としては、やはり指導者がおられると。お願いに来られましたのが、高森町役場に今回採用された職員の中に、ハンドボールの有名な選手がおります。そういった方々に協力をいただきたいということでお話を伺われ、そのことも町長さんの方にお話しされ、了解をいただいているところでございます。

そういった部分で今後はやはりそういった、前ご指摘ありましたように、高校に関しましてもですね、総合型スポーツクラブができていけば、大いに有名選手がそだっていくのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、教育長が話されましたが、私も今まで随分質問をしてきましたがですね、協議はされている、協議はされているというにはですね、なかなか目には見えないような形がただあるような感じがしております。これはですね、町民からこういうとが出てくるということはですね、やはり私たちも代表として出ているのかかわらず、こういう話が出ているということは、やはり早急ということはですね、これは私はちょっとできないと思いますけど、十分にですね、早い回答をですね、できる限りするような形をとらんと、こういう質問が今後またますまう私は出てくるんじゃないかと思っています。

それからですね、私もこの審議会については、ちょっと疑問もありますが、体育協会、それからですね、いろんなクラブもあります。そういう中でですね、今さっきから教育長が話されていますように、要項を重視したですね、そのような方向を私はもうとっていったらなと思っておりますので、その点についてもしっかりですね、吟味して、この総合型スポーツクラブに向けてですね、頑張ってもらいたいと思います。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 10番、後藤でございます。きょう皆さんから説明をお聞きしました。また、これまでの文教厚生で出ましたが、これまでですね、私も議員みんな変わらんとおもいますが、やっぱり高森町発展のために、皆、議員も出てきております。その中で私も数年間やってきた中ですね、やはりこういうことですよ、ただ問題があって、これはできてきたものと思います。だからですね、やっぱり執行部も一生懸命やりよる中、また子どもを育てる親たちもですね、一生懸命体育館を使ってやる中ですね、もうちょっとこぎゃんなる前にですね、何とかの方法ばとってもらいたかったと思います。もうこうなつてからはですね、どうしようがない。私もですね、これは賛成とか反対とかですね、こういうことですね、なくて、立派なまちづくりができるように私はしていただきたいと思います。そういうことでございますので、賛成・反対は私はいたしません。

そういうことで、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番、甲斐でございます。

今、十二分にこの施設につきましては説明も受け、また質問されておりますけれども、この今提出者の中にも、私はちょっと聞いてみますと、どうしても高森町民体育館が主体ではないだろうかということは感じております。山東部の方にも田上議員、また甲斐廣國議員からの方も、それらしき質疑がございましたけれども、私はこの件につきましては、一応反対ということで申し上げさせていただきます。

教育長もその中で修正されまして、要項ということならば、私は賛成をいたします。この案件に対しまして反対ということになりますと、今、山東部の方も趣旨陳情されました方も実際いらっしゃるか、それも疑問でございます。県の方のご意見を聞かれた中で、高森町はこの中には入ってないということもしておりますけれども、実際、体協の方もそういう形でされております。体協の方もこれになりますと、やはり審議会の方で上からこういう課題をさせていただくという形になれば、体協もこれから離れていく。それから地元住民の方々たちも、やはり突進してやっていかれる方たちもですね、やはりそういう形で決められてやるということになれば、やはり今まで一生懸命されている方たちも離れていかれる方たちもおられるんじゃないかな

いかと、そこを少し私も危惧をしているところがございますので、この件につきましては、修正できますならば、要項という形でもっていただきますのは私は賛成でございますけれども、これに対しましては反対ということでさせていただきます。

○議長（三森義高君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。設置要項ならばいいだろうということが盛んに言われておりますけれども、確かにわからないわけではございません。設置要項の方が緩やかにいろんなことが協議ができるだろうということですが、確かに審議会設置条例案につきましては、不備な点も確かにあります。そういったところを整備をされて、審議会設置をされることが望ましいと私自身思います。255名の民意でもあります。ですから、我々議員もその重みを受け止めなければなりません。したがって、賛成といたします。

○議長（三森義高君） ほかに討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三森義高君） 起立少数です。したがって、議案第47号、高森町社会体育施設運営審議会条例の制定については、否決されました。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件

○議長（三森義高君） 日程第3 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成22年第4回臨時会

平成22年7月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111